

# 特定免許状失効者管理システム

## 背景・課題

- ・ 児童生徒等の権利利益の擁護を目的とする「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**」（令和3年法律第57号）が、第204回国会で全会一致で可決。（令和3年6月4日公布）
- ・ 本法では、過去に児童生徒性暴力等を行った者が再び教壇に立つことを防ぐための仕組みの一つとして、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効等した者）の免許状失効等に関する情報に係るデータベースを公布の日から2年以内※に国で整備することを規定。

※1 施行日を定める政令により、データベースの関連規定は令和5年4月1日から施行。これに合わせてデータベースを整備。

## 事業内容

- ・ 本法の規定に基づき、都道府県教育委員会が入力した特定免許状失効者等の情報を、各採用権者（教育委員会・国立大学法人・学校法人等）が検索・閲覧できる機能を有した「特定免許状失効者管理システム」を令和4年度に構築し、令和5年4月1日から稼働。
- ・ 学校※1の教育職員等※2を任命又は雇用しようとするときには、当該システムを活用することが義務。
- ・ 任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者であった場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うなど、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。

※2 「学校」とは、「学校教育法（昭和22年法律第26号）」第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

※3 「教育職員等」とは、教育職員（教育職員免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。）、学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員をいう。

